

## 『歴代寶案』第一集解説

和田 久 徳

### 一 歴代寶案の範囲

『歴代寶案』は、琉球国と明・清兩朝、李氏朝鮮、あるいは暹羅（現タイ王国のアユタヤ朝）を初めとする東南アジア諸国との間で取りかわされた外交文書の集成であり、このことは沖縄県民の間で近ごろ一般に知られている。文書の日付範囲は明朝初期の永樂二十二年（二四二四）から清朝末期に近い同治六年（一八六七）までにわたっている。なお、『歴代寶案』という書名について、各巻表紙には「寶案」と称し、また蔡鐸本『中山世譜』では「案」と略称している（後述参照）。寶案とは恐らく「貴重な案文」と言う意味なのであろう。

この文書集によって、関係史料が十分ではない琉球国の歴史、とくにその国際関係史の基本史料として重要であることは言うまでもない。『歴代寶案』の内容は、さらにそれだけでなく、前近代の東アジアの国際関係のあり方、いわゆる冊封体制・朝貢貿易を具体的に知らせてくれる。これらの詳細は、現在のところ歴代寶案によってよく分かるのであって、この点でも貴重な文献である。

### 二 第一集の編修

『歴代寶案』は第一集から三集までと、その他に別集があり、全体の解題は全巻の刊行される最後の巻末に付けられる計画である。ここでは、第一集についての解説をする。

第一集の編修された事情については、その序文に記されている。即ち、

歴代の寶案は天妃宮に蔵せられて、其の来るや久しかった。しかるに世を歴ること已に久しく、靡夷の患が無いとは言えない。

今、国相尚弘才・法司向世俊・毛克盛・毛見龍が心に甚だこのことを憂え、随つて紫金大夫蔡鐸・長史蔡応祥・鄭士綸に命じて、旧案を重修させた。二部を抄成し、一部四十九本であった。一部は王城に上り、一部は天妃宮に蔵した。康熙三十六年丁丑四月四日より起こし十一月三十日に至つて竣を告げた。

と言う。

これによれば、『歴代寶案』が天妃宮に蔵せられて時日が経つたので、旧案を重修し、康熙三十六年（一六九七）に約八ヵ月かかって出来上つたと言う。この序文に続いて、督抄官・考訂官・筆帖式の姓名が記されている（富島壮英『歴代寶案』第一集の編集者達）『歴代寶案研究』二、一九九一年三月参照）。

第一集には永樂二十二年から康熙三十六年までの文書を収めている

が、第二集以下と異った点がある。まず、内容によって分類されていることである。すなわち、目録を見れば分かるように、詔勅（巻一三）、礼部咨（巻四一六）、福建布政使司等咨（巻七一）、表奏（巻一一一五）、国王咨（巻一六一二二）、符文（巻三三二二七）、執照（巻二八一三五）、弘光文稿（巻三六）、隆武文稿（巻三七）、□□王文稿（巻三八）、移彝回咨（巻三九）、移彝咨（巻四〇・四一）、移彝執照（巻四二）、山南王併懷機文稿（巻四三）、琉球録（巻四四一四九）となっている。この点、第二集以下の巻別が基本的に年時順に作られているのと異っている。第一集は良く整理された結果というべきなのであろう。

### 三 収録文書の形式（一）

以上の文書の形式の中で、詔勅は明・清両朝の皇帝が頒賜する文書で、多くは琉球国の進貢使・謝恩使などが、北京に赴いて賜与されるものである。また、中国側からの冊封使が琉球国に至って開読する冊封の詔書、先王に対する論祭文なども収められている。他方、琉球国との外交に直接関係のないもの、たとえば、皇帝登位詔・大婚詔・冊立皇子詔・定諡号詔などもある。

礼部咨は琉球国が明・清両朝の礼部に対して請うこと、朝貢規定などの解釈措置に対する要請などに対して、中国側の回答した文書である。

もともと、咨は同列の官庁間で授受する文書形式である。中国では

琉球国などの従属的地位にある周辺諸国を皇帝の下の官庁と同一視したために、礼部と琉球国とが同列に扱われ、咨文に拠ったのである。

布政司は地方行政官庁で、福建等处承宣布政使司は琉球が朝貢する場合に入港する福州を管轄した。したがって、福建布政司と琉球国との関係は深く、朝貢を初めとする各種の案件について両者間で文書が往来された。琉球国側からの咨は後述の国王咨を参照すること。なお、福建布政司からの咨文の他に、浙江提刑按察司・欽差福建總鎮府等の機関から琉球国に至った文書もここに入っている。

表奏は、琉球国王が中国皇帝に対して捧呈する文書で、表は上奏書であり、奏は進貢・謝恩の通告、官生の入監などについての請乞などの文書である。また箋は皇后・皇太子に捧呈するものに使用した。

国王咨は琉球国王が礼部または福建布政司に提出する文書である。

前述の礼部咨・福建布政使司等の咨に対応する内容である。

符文は、琉球国王が中国に朝貢や謝恩の使節を派遣するに当って、北京に赴く正式使節の証明書として給与する文書である。

使節の目的・船数・船字号・半印勘合数・乗船人数・官員姓・貨物数量などを記載し、文尾に「右符文付某等人」と携帯者を明記している。

執照は、琉球国王が中国に派遣する使者の乗船の証明書で、琉球から福州までの通行許可証となる、一般に船長または通事に発給する。

進貢船二隻の時は毎船に出給し、一号船の執照は存留通事に、二号船執照は在船通事に与えられた。文末に「經過閩津把隘去処及沿海巡哨

官軍驗実即便放行」とその目的を記し、使者その他の乗員を列記した。弘光文稿と隆武文稿について、弘光はいわゆる南明の福王、隆武は南明の唐王の年号で、両王の時期の琉球国との関係ある文書の集録で、両王の頒布した詔書、琉球国王の南明に対して発した表奏・符文・執照等が収められている。

□□王は監国王か魯王かとされるが、構成としてたてられたものの、実際にはこの巻は内容がなく、初めから無かったかも知れない。

弘光・隆武文稿には目録の卷三十六・三十七の下に「詔咨執照」「詔咨表奏符文執照」と内容を示しているのに、「卷之三十八」の下には内容の説明がないのも、巻数は立てたがその内容が無かった結果と考えられよう。

#### 四 収録文書の形式(二)

移彝回咨は、琉球国と朝鮮国および暹羅国(タイのアユタヤ朝)ほか東南アジア諸国から琉球国への文書を収める。

移彝咨は、琉球国から前記の諸国に当てた文書である。その中には、中国から入手した陶磁器類を持って行き、東南アジア諸国からの産物を手に入れ、これを中国への進貢品にしようとしている場合が多い。

移彝執照は、琉球国王から上記諸国に往来する使節の乗船の証明書である。そして、

今差去人員別無文憑、誠恐到處官司盤阻不便。王府除外、今給玄

字壹伯柒拾肆號半印勘合執照。付正使佳滿度等收執前去。如遇經過関津把隘去處、及沿海巡哨官軍驗實即便放行、毋得留難因而遲誤不便。所有執照、須至出給者。(一四二一〇三)

との文面があるように、航海途中で通行する中国の官憲に対しても考慮されたと考えられる。

以上の移彝回咨、移彝咨および移彝執照などによって、北は朝鮮、南は東南アジア諸国と琉球との交流関係が良く知られるのである。

山南王併懷機文稿は、山南王他魯毎と明朝との間の文書、および琉球国王相懷機と旧港等との往復文書である。

山南王他魯毎と王相懷機との、三山統一頃における特別な在り方を示している。特に、山南王他魯毎が琉球国の従属国であったことを良くあらわしている(拙稿「琉球國の三山統一についての新考察」『お茶の水女子大学人文科学紀要』二八の二、一九七五年参照)。

目録によると、卷四四以下は使琉球録を集めたものである。すなわち、卷四四・四五は蕭崇業・謝杰、卷四六・四七は夏子陽・王士禎、卷四八は杜三策・楊掄、卷四九は張学礼・王瑛を収める筈になっている。

ところで、使琉球録については、その最初として知られる陳侃(刊本は嘉靖甲午十三年序)およびそれに次ぐ郭汝霖(刊本は嘉靖辛酉四十一年自序)がある。この両書を除いた理由は何故であろうか。或は刊本を収録しないと考えたのであろうか。蕭崇業・謝杰には刊本があり、夏子陽・王士禎は刊本が無かったが、両書とも最近になって台北

の故宫博物院より見付かったから、民国五十八年に影印刊行されたので、当時の琉球国では見難かったと思われる。また、杜三策の使琉球録に当るものは、『杜天使冊封琉球真記奇観』という名で、他の使琉球録とは異なるものが知られるだけである。

以上のことから考えると、巻四四から四九までの使琉球録は編集當時に収められていなかったのではあるまいか。

東恩納寛惇『黎明期の海外交通史』（同全集三）の序によると、「第一集四十二冊」と数えられている。これは『歴代寶案目録』（『歴代寶案研究』創刊号、富島壮英氏紹介）によっていると考えられる。すなわち、前述の巻三八と巻四四―四九を除いたのが四十二巻であって、巻三八および巻四四以下の計七冊の内容は編修されていなかった可能性がある。

## 五 『中山世譜』・家譜との関係

『歴代寶案』の内容は、その所蔵目的から考えて、必ずしも関係する文書の全部が筆写保存されていたのではないであろう（次項六を参照）。後で有用な文書が重視された。従って尚王家の第一代とされる思紹から尚巴志への引継の時期が重要で、その点の文書から初められたと考えられる。

永楽二十二年八月十六日付は永楽帝の崩御を報ずる勅諭（〇一―〇二）であり、これについて洪熙元年二月一日付の皇帝即位の詔（〇一―

〇三）があり、同日付の故国王思紹の論祭文（〇一―〇四）、尚巴志を冊封する勅諭（〇一―〇五）、国王尚巴志および王妃への頒賜品目録（〇一―〇六）とある（歴代寶案第一集年時順目録を参照）。これから考えると、三山を統一し琉球王国の事実上の創始者である尚巴志の即位と冊封、それとほぼ同時期にあった明朝の永楽帝の崩御と洪熙帝の即位という、琉球国および明朝双方の画期的事件を歴代寶案の最初の文書としたことは十分に察せられる。

琉球国の史籍である『中山世譜』に歴代寶案が利用されていないというのが定説のようにになっているが、その誤解は、いわゆる蔡鐸本『中山世譜』が近頃まで知られなかったことが大きな理由であろう。

昭和四十七年、県立博物館の蔵書の中から蔡鐸本が見付かると、その翌年、嘉手納宗徳氏がその書誌的研究を執筆した（蔡鐸本『中山世譜』について『沖縄文化研究』1、一九七四年、後に同氏『琉球史の再考察』に再録）。その中で、「世譜は、一応世鑑を漢訳しながらも、『歴代寶案』を中心に世鑑の誤りを批判し訂正し、また補足している。

文中「在案」の案は『歴代寶案』のことで、蔡鐸が世譜の校正官を任命されたとき、ほとんど時を同じくして蔡鐸等四人が天妃宮にあった詔勅・外交文書の類を再修したのが、現存する『歴代寶案』である。（中略）蔡鐸は自らの手で寶案を改修しているので、それを自由に駆使して、世鑑の誤りを訂正しまた補足出来たわけである。」と述べている。すなわち、蔡鐸本には、琉球と明朝との国交の記事について、しばしば「在案」と記されている。この「在案」が「歴代寶案に在り」

の意味であることを、嘉手納氏が指摘されたのである。「在案」とある記録を『歴代寶案』に当たると、その記事内容が一致するのである。

家譜との関係について、系図座が設置されると、歴代寶案の所記内容は各家の家譜の資料として、大いに記録されたようである。

少なくとも初期の間は、歴代寶案の記述を家譜に利用したと思われる。したがって、少なくとも初期において、家譜の記述と歴代寶案の所載との間にあつて、寶案の記述が家譜に利用されたのであろう（田名真之「琉球家譜の成立とその意義」『沖繩史料編集所紀要』四、一九七九年参照）。

## 六 『歴代寶案』の史料価値

『歴代寶案』は久米系に存し、久米系の外交担当者の参考資料となつたことは明らかである。すなわち、明・清その他から外交文書が至ると、これを写し、また明・清その他に対する外交文書が必要となると、その草案を作つた。

進貢する場合に、礼部・福建布政司その他に宛てる書案が必要であり、一方、中国その他からの文書を読み、それに対する回答を作るのが久米系の人で、『歴代寶案』はその参考資料として重要なものであつた。現存の鎌倉・東恩納などの影印本を見ると、句読点を付したり、個有名詞に傍線・圏点などを付けてあるのは、久米系の人々の外交文書に対する勉強を示したものと思われる。

また、文書の字数を数えた他、「再對正之」という対校を行っていることなども、後世の参考として大事に扱われたためと思われる。中国あての文書案に同じ文面が二通あり、使者の名が欠けていることも同じ事情によることであろう。

『明会典』『清会典』その他の中に国際関係の規定はあるが、原則的なものを示しているだけである。これに対して、『歴代寶案』では、国際間の実情を良く知ることが出来る。例えば、通常の朝貢においても、皇帝のほかに、礼部・福建布政使司あての書簡が必要であり、その中には朝貢貿易の実情から、漂着民の送還など各種の事例が示される。冊封使を迎えるについては、使節派遣の要請から、琉球国に至つてからの日々、無事本国に引揚げるまでの事などが示され、使琉球録と表裏する次第がある。

また、崇禎登位詔の如く、『明実録』などに記載されないものもある。その前の皇帝の詔でも、実録のものと『歴代寶案』とは異なり、『歴代寶案』の方が良好と思われる部分もある。

明朝末期から清朝興起にかけて、東アジアには王朝交替の大事件があつた。その場合、いわゆる南明の史料は必ずしも十分に存するとは言えないが、琉球国は南明と関係深く、楊雲萍・頼永祥両氏の研究、最近では高瀬恭子「明清交替時の琉球国の対中国姿勢」（『お茶の水史学』二二、昭和五十四年）同「南明の隆武二年における琉球国の遣使」（『南島史学』一六、同五十五年）などがある。すなわち、南明史料としても他に見られない貴重な内容がある。

## 七 歴代寶案の公開

歴代寶案が編修された後、王城に移されたものは、明治政府に引継がれ、その後、大正十二年の関東大震災で焼失したと言われる。

久米村天妃宮に蔵せられたものは、久米系の有力者の間を転々とした後、天尊廟内の事務所にあった。この文書群に対し沖縄県立図書館に移管する希望が生じ、移管するに至るまでの経緯については、元館長島袋全發氏の『歴代寶案顛末記』に記されている。また、『歴代寶案研究』創刊号には、『歴代寶案』の県立図書館移管時の新聞記事（昭和八年）があり、『沖縄日報』昭和八年十一月・十二月の記事が載録されている。

これらの記録によると、昭和八年十一月十二日に久米村長老会議で移管を決定し、同月十五日に移管された。この挙によって、『歴代寶案』が初めて研究者の間に公開され、その内容価値が認識され、抄写とその研究が始まったのである。その中、第一集の写本としては次のものがある。

(一) 鎌倉芳太郎氏影印本

鎌倉氏は大正十年（一九二一）に沖縄県女子師範学校と第一高等女学校の美術教諭として赴任して以来、沖縄の古文化財産の収集保存に関心を示し、その後も鋭意調査を続け、その一環として『歴代寶案』を撮影したのである。

同氏と伊東忠太氏との共著『南海古陶磁』の自序に「昭和六年末に至り、多年捜査を続けつゝありたる那覇久米村所管の諸国通交慣例文書『歴代寶案』は発見され、同八年八月、同地天尊廟に於て之を影写せり。」と記し、同書の前書「再版に際して」の中に「昭和六年『歴代寶案』が、沖縄県那覇市久米神村家に於て発見され、直ちに同市波上天尊廟に移管されたとの報に接し、同八年夏、現地に赴き自ら理研陽光印画紙を用いて、明代四十七冊本その他を影写した。」とも記している。また、『鎌倉本』巻三の巻末に林大昌氏（久米村の幹部で元天尊廟管理長の名嘉山大昌）が鎌倉氏に宛てた八月十五日付の書簡が付いている（巻一、二は巻末が亡佚しているから、後書があったかどうか分からない）。すなわち、『歴代寶案』が県立図書館に移管される約三カ月前、八月十五日前後に天尊廟で撮影されたのである。

したがって、現存する諸本の中では最も早い時期で、後出の諸異本にくらべて欠損が少く、しかも筆写でなく写真撮影であるから内容が信頼できる貴重なものである。

この鎌倉本はかつて東大史料編纂所でマイクロフィルム化されたが、その後なお数冊が発見されたことを鎌倉氏自身から聞いた。沖縄県立芸術大学の創立時、鎌倉氏の遺品が同大学の所蔵となり鎌倉本『歴代寶案』も現在は県立芸大の所蔵となっている。但し、県立芸大に移される時、第一巻及び第二巻が紛失したのは実に遺憾である。同本の現存するものは存巻表に示したように三十六冊である。その中で巻四一のみは影印でなく筆写本であるが、その理由は分からない。巻一・

巻一二は前述のように現在紛失しているが、史料編纂所でマイクロ化しているので、原形の姿を見ることはできる。なお、鎌倉本に現在欠けている巻六・一一・一四・二一・二六・三一の諸巻は鎌倉氏の手元で更に発見される希望があったのであるが、同氏の遺品が整理された現在では、望みは絶たれたと考えるべきであろう。

鎌倉本は現存諸本の中で最良であるから、この校訂本で底本に採用したのであるが、その利用に際して留意しなければならない点がある。総体に撮影された写真に不鮮明な個所が少なくないことである。撮影の時期が昭和初年であるから、撮影技術もフィルム類も現在よりレベルが低かったわけであるが、同時に一般に公開されていない文書を恐らく特別な配慮で撮影を許可されたと思われるのであって、そのため短期間に急いでされた筈である。したがって、虫害その他による紙のめくれなどを手直しせずそのままに撮影しており、また印画紙の露出不足で周辺部がボケている場合が少なくないのである。例えば、〇二―一七の最後の一葉は他の筆写本にあるのに鎌倉本に欠落しているのは、撮影を急いだ結果であろう。かくして、他の諸本で誤脱する点が鎌倉本では正しい価値がある一方、原本あるいは副本からの筆写本によって補訂されなければならない個所があるのである。なお、不鮮明な部分をペン書で補記したり、ペン字でなぞってある文字があるが（巻一二、一三―一〇など）、撮影の後にかすれ字を補修したのである（それ等は東恩納影印本と比較すると正しい）。

## (二) 東恩納寛惇氏影印本

いわゆる青写真の影印本である。その撮影時期などは明確でないが、鎌倉本と比較すると虫害破損が大きいので、同本よりやや後に出来たことは確かである。島袋の前掲書によると、東恩納氏は昭和八年春に久米村長老会議に申入れて、外遊前の閲覧を認められており、翌年一月四日付の『琉球新報』に「秘書『寶案』」によって確認された尚巴志王の墓」が発表されているのはその成果と考えられる。ただ東恩納氏は昭和八年一月二十三日から同年十二月まで南支南洋の調査旅行で海外に在ったから、青写真本の出来たのは帰国後の昭和九・十年頃とする田名真之氏の推定は妥当であろう（『那覇市史・歴代宝案第一集抄』五頁）。この影印本は東恩納文庫の一部として、現在県立図書館に蔵せられている。

この撮影は、鎌倉本にくらべると丁寧に行われたらしく、ハレーションなどによる不鮮明な部分は殆んど無いし、用紙のめくれた個所を直してあって、鎌倉本で不明な字が判読できる場合がある。また、現存するのは二十四冊で、鎌倉本より少いのであるが、鎌倉本に欠けている巻二六・三一・四一があるので同本を補うことができる（凡例の存巻表参照）。

慎重に撮影された結果、本文だけでなく紅型様の表紙、裏表紙、内表紙までの写真があり、『歴代寶案』の原形がかなり良く知られる。校訂本の表紙・扉の復原にも役立った。

撮影時期は鎌倉本より少し後に過ぎないと考えられるのに、意外に虫害や破損が進行しているのに驚く。例えば、鎌倉本に存する三二―

二五文書・四二―三八文書の末尾の下部は東恩納本では亡失している様である。その様な文字の欠損について補うべく、東恩納氏は随処にいわゆる書込みを行っている。恐らく東恩納筆写本（後述）によって校訂したと思われるが、この校訂本では推定として処理した。

(三)旧県立沖繩図書館副本

戦時中、北部沖繩の国頭郡羽地村の源河部落に疎開されていたものが、戦後、アメリカ軍によって一部が回収された(Sakanaki, Shunzo, *Ryukyu*. P. 43. 城間朝教氏ほかが掘った)。これが那覇に齎されて、アメリカ民政府の直轄した那覇の琉米文化会館に蔵された(昭和四十一年十月、琉球大学教授から聞いたところによると、歴代寶案副本の一部はアメリカ軍人の中に持っている者があるかも知れない由であった)。琉球の本土復帰後に、同会館が那覇市立図書館に移行したのにもなつて、この副本は同図書館に所蔵されている。

現存するものは三十一冊であるが、巻一(甲乙は筆者が付けた便宜的区別)が重複しているから、内容としては三十巻分に当る(存巻表参照)。なお、琉米文化会館の当時、この写本をハワイ大学のEast-West Centerがマイクロフィルムに撮り、国立国会図書館はハワイ大学の寄贈により、そのポジフィルムを所蔵している由である。

前述のように、昭和八年十一月、『歴代寶案』原本が天尊廟から当時の県立図書館に移管される時、「原本ハ嚴重ニ保管シ別ニ写本を作製シテ一般研究者に閲覧セシムルコト」という条件であった(島袋全發『歴代寶案顛末記』)。このため、移管直後から副本が筆写作製されたので、

その年時については現在の残存諸巻を見ると、各巻に後書があつて分かる。すなわち、現存の市立図書館蔵本について見ると、巻四〇の巻末に「昭和八年十一月廿五日、桑江克英筆写」とあるのが早く、巻二七・三六・四一の各巻末に「昭和十年三月、桑江克英筆写」とあるのが遅いから、昭和八年十一月から同十年三月までにかけて副本が筆写されたのであろう。ただ、筆写の後記の次に続いて、例えば巻一乙に「昭和十四年八月四日校合」と朱筆で記されているように、現存の諸巻で見ると、昭和十四年八月四日から同月十七日にかけて原本と校合された記載がある。このようであるから、現存諸巻で見ると、昭和八年十一月から同十年三月までに筆写され、同十四年八月に校訂作業を了えて完成したことにならう。後書から見ると筆写は巻数順にされなかつた。

桑江克英氏は久米系で当時の沖繩で有数の漢学者であつたから(『沖繩大百科事典』その項)、『歴代寶案』移管の条件である副本の作製には好く適した人であつたのであろう。ただ十一月十五日に移管され、同月廿五日から十二月までに巻一七・二三・二五・四〇・四三が桑江克英筆写とされている作業量の進捗と、筆写が巻数順にされていないこと、さらに筆写の字体が一樣でないことを考え合わせると、桑江氏は責任者として副本作製を統轄したので、筆写したのは複数名者だつたのではないかと推定される。そうした事情の故に、後に校合が行われたのではなからうか。

旧県立図書館副本で注意すべきは、現存する三十一冊の体裁が一樣



でないことである。すなわち、県立図書館の蔵印に二種あり、大部分の二二冊には「沖縄県立沖縄図書館」の蔵印がある一方、巻二・三・六・八・九・一・一・一五・二〇・二二の九冊の蔵印は「沖縄図書館」という別種の所蔵朱印が捺されている。また、これら諸巻には前述した校合の記録がない。このように、旧県立図書館の副本が一樣でないのは何に起因するのであろうか。なお、用紙について、大部分の巻は柱に「歴代寶案、卷之□、久米村」と正式に印刷された罫紙であるのに、巻一七・二三・二五・四〇・四三などは、整った印刷ではなく、柱がガリ版刷の用紙に筆写されているが、ガリ版刷用紙に筆写された諸巻は、上記のように、すべて十二月までの移管直後の巻であるから、当初は正式の用紙が間に合わず、仮の用紙を使用した結果なのであろう。

#### (四) 横山重氏筆写本

現存十三冊で、現在は横山氏の他の蔵書類と共に法政大学沖縄文化研究所に収蔵されている。

この筆写本については、横山氏自身の談話があり(『文学』四〇―四)、要約すると、「天妃廟にあったものを筆写させた。百冊ぐらいで、一年か一年半でやった。東恩納寛惇氏に送って校訂を依頼し、何十冊か手元にあった。その中の十二冊(十三の誤か)が戻って来て、残りの二十冊か二十五冊ほどは東恩納氏の所にあつたまま琉球に行った。あと三十冊か五十冊は戦災で焼けた」という。記憶がいの点もあるかも知れないが、横山本十三冊にはたしかに校訂の跡がある。

ところで、東恩納文庫筆写本の欠巻は巻一・四・二一・一六・一七・二三・二八・三四・三九―四三と巻三八であるが、横山本の現存巻とくらべると、横山本に巻二四があり、巻三四・三八を欠いているが、その他の現存巻は東恩納筆写本の欠巻と一致する。したがって東恩納筆写本と横山本と併せて一の筆写本と考えてよいのであろう。巻二四が重複するが、他の筆写本でも、ある巻を重複して筆写することは時に起こることである。また、筆写の用紙が「歴代寶案、卷之□、久米村」と記す柱がガリ版であることも両本に共通している(横山本に久米村の記入がないことあり)。そして何よりも、横山本の筆写の態度が、後述する東恩納筆写本のそれと共通して佳良な写本となっているのである。

#### (五) 東恩納氏筆写本

この本の筆写時期は、鎌倉本より虫害が多く(巻二・三など)、県立図書館副本より虫害が少ない巻がある(巻一・一四・二一・二二など)ことから考えて、『歴代寶案』の旧県立図書館への移管前後、昭和八・九年頃のことと考えられる。

筆写の跡を見ると、虫害などで不鮮明な文字は欠字にし、推測によって安易に欠字を埋めていない。推定される文字を添書として示してある。要するに慎重な態度で、原本に忠実な筆写本と言える。もつとも、誤写が目立つ欠点がある。

この筆写本は県立図書館に所蔵され、全三十冊であるが、その中で巻一四が重複しているから内容は二十九巻である。

(内)台湾大学図書館蔵本

台湾大学蔵本については、この所蔵本について努力された小葉田淳氏「歴代寶案について」(『史林』四六の四、後に『歴代寶案研究』創刊号に転載)に詳しい。すなわち、当時の台北帝国大学助教であった小葉田氏が中心となり、昭和十一年から数年かけて沖縄県立図書館蔵本を抄写したものである。これが戦後に現在の台湾大学図書館のものとなった。その後、台湾大学では全巻を筆写し、通常は後出のものが閲覧に供されているようである。

民国六十一年(一九七二)になって、台湾大学はハーヴァード・エッチンの補助を得てその所蔵する台湾大学本を影印刊行した。この影印本は歴代寶案を利用するに当って研究を促進するに役立った。もともと、欠巻が訂正されず、また影印に当って誤脱や錯簡の類が少なからず、研究には注意を要する。

なお、一九六一年(昭和三十六)に、国立中央研究院は台湾大学の『歴代寶案』のマイクロフィルムによるコピーを作り、東洋文庫・琉球大学・ハーヴァード大学燕京研究所・ロンドン大学などに配布した。マイクロ機械がアメリカから寄贈されたのに対して、海外学界に文化的価値ある資料を提供した由で有意義であった。ただ、マイクロフィルム化に不慣れの故か、焼付けて見ると、画面がぼけていたり脱落した部分がある。

台湾大学本はもとも筆写の際に、虫害や脱片を推定していることが多い。その結果として原本の誤脱を訂補することもあるが、校訂本

の頭注に④のみがあっても、必ずしも総体として優良な写本を意味するわけではない。

それにしても、『歴代寶案』の原本が失なわれた中で、一集から三集・別集まで、最も分量の多い筆写本である。したがって、歴代寶案の完全にも近い形を示しているから、この台湾大学本の存在の功績は大で、研究上に重要である。

(七)東京大学史料編纂所筆写本

この写本の成立については、巻一の巻末に「県立沖縄図書館(那覇市美栄橋町)ニ謄写依頼、昭和十六年写了」と後記があるから(巻四三の巻末の後記もほぼ同じ)、昭和十六年に県立図書館の『歴代寶案』に基いて筆写され出来たことが明確である。

この筆写本は旧県立図書館副本と比べると、各巻末に巻ごとの枚数が記されていることが同じであり、また内容において正誤の個所がほぼ一致している。前述のように、旧県立図書館副本は昭和十年までに筆写され、同十四年に校合されたと思われるから、この副本が研究用に供されていたのである。史料編纂所本はこの副本に基づいて筆写され、昭和十六年に出来たと考えられる。

この筆写本の冊数(巻数)については、第一巻の巻首に「歴代寶案史料謄写本(全三十八冊)」と題する目録が付けられているから、三十八冊で、巻四三までの中で巻五・一〇・二一・二二と巻三八が欠けていると記されている。ところが、各巻の内容を点検すると、巻一四とするのは実は巻二一であり、巻三四は巻一四であり、巻三五は巻二二

の誤である。この誤解のもと、次の事情によると考えられる。すなわち、誤った巻はそれぞれ巻一四（表奏の順治六年―康熙十九年）と巻二一（国王咨の順治六年―康熙十九年）、巻三五（執照の康熙二十一年―同三十五年）と巻二二（国王咨の康熙二十一年―同三十五年）、巻三四（執照の順治六年―康熙十九年）と巻一四（前掲）である。いずれの組合せも、文書の形式は異なるのに同一期間の巻であるために生じた混同の結果であろう。

したがって、欠巻は巻五・一〇・三四・三五と巻三八と訂正されるべきである（凡例の存巻表を参照）。なお、旧県立図書館副本の残巻と比べると、史料編纂所本の欠巻はすべて副本の残巻の中でも欠けているから、史料編纂所本が筆写された時期に、何らかの理由で、副本の当該巻が欠けていたのかも知れない。そして、この史料編纂所本の欠巻は前述の東恩納影印本にも亦た欠けているので、原本の移管後に紛失していた可能性がある。

#### (八) 鄭良弼所蔵本

鄭良弼は久米系の人で、嘉慶十九年（一八一四）清朝に至り、清の法律書をくわしく学習した。同二十三年に帰国すると、平等所大屋子見習（裁判所判事補）に対して大清律令を講義し、また『琉球科律』に対する追加補充として『新集科律』を編集した。

かくして、道光十六年（一八三六）に長史司（進貢ほか久米村の全般行政担当）となり、ついで紫金大夫の官位を受けた。その後、同二十四年（一八四四）フランス軍艦が来航し、貿易上の特権を要求する

や、同三十年まで那覇地方官（外国人・外国船の応接使）として接渉した。その間、同二十九年には総理唐栄司（久米村最高責任者）となった久米系の大官である。久米系であり、フランス軍艦とも接触したのであるから、外交文書の集録『歴代寶案』を抄写したのでであろう。この写本は現在法政大学沖縄文化研究所に所蔵される。

この本の筆写の時期は明確ではないが、二十冊本の中に嘉慶十九年（一八一四）の文書があるから、それより後、鄭良弼の死去した咸豊元年（一八五二）五月の死去より前のことであろう。

ところで、鄭良弼本の構成は、他の諸写本と異っている。全部で二十冊であるが、第一・二・七の三冊は『歴代寶案』原本の第一集に収められた文書のみであり、その他に第四冊の末尾の三文書と第十冊の最初の二文書が第一集にあるほかは、悉く第二集にある文書である。また、第六冊は国王の表のみで、第十七冊は国王の奏のみという例のように、文書の形式によって統一したと思われる巻冊がある一方、第三冊は恭謝天恩に関する琉球・清朝両者の咨のみであり、第十四冊は漂流難民の解送に関する両国の咨のみから成るように、内容によってまとまっている。概して、年次は異っても、同類の文書あるいは一様の事例に関連する文書を一個所にまとめる傾向が認められる。

このことは、毎冊の初めの目録の中にも認められる。目録には年次が列記されているが、往々にして年次の傍に注記があり、「有密咨」（第二冊）、「例外咨」（第五冊）、「尚貞謹奏柔遠駢事」（第二冊）などのように、文書の内容を簡記したり、特別な文書の所在を示したりしてい

るわけで、二十冊の内容がある種の規準の下に選択されたと考えられる。すなわち、外交文書を担当した久米系の鄭良弼が、外交の先例を知るなどの目的によって抄写し所蔵したものであろう。

以上に述べたように、鄭良弼本は現存する他の諸本とは別種の写本である。しかも、諸本より早期に筆写されて大切に所蔵されて来たために、虫害による文字の欠損はほとんどない。そのために、現存諸本を校訂し、『歴代寶案』を原本に近いものに復元しようとする時に、役立つことが多いのである。

まず、現存諸本にはいずれも欠巻があり、その中には原本が県立図書館に移管された当時、すでに完全でなく、亡失していた巻があったと推定される。その欠巻の一部を鄭良弼本によって補うことができる。例えば、現存諸本には各巻の間に年月日の間隔が開いている場合がある。すなわち、第一集巻九は崇禎十二年（一六三九）四月二十二日の福建布政使司の咨までであるのに、つぎの巻一〇は康熙十一年（一六七二）六月五日の福建布政使司の咨から始まっている。

ところが、鄭良弼本第七冊には、順治六年（一六四九）五月二十三日と康熙八年六月十三日の福建布政使司の咨がある。これらは、原本の第一集巻九と巻一〇の間に入るべき文書であって、鄭本によって両巻の間の脱漏を埋めることができる例である。

その他にも、台湾大学蔵本でいうと、第二集の巻一〇二は嘉慶十二年（一八〇七）六月八日の文書をおさめ、巻一〇四は同十三年九月十三日の文書をおさめているが、その間の巻一〇三は台湾大学蔵本をは

じめとして諸異本ともに無い。これに対して鄭良弼本の第四冊には嘉慶十三年五月の照会、同年三月の咨、同年閏五月の照会、同年五月の咨、同年二月の票があり、また第十一冊には同年閏五月の咨がある。これら六文書の年月日から考えて、第二集で現在欠巻となっている巻一〇三に入っていたと考えられる。すなわち、鄭本によって他の諸本の欠巻を補えるのである。

前述のように、『歴代寶案』原本が学界に紹介された昭和初年において、既に虫害による文字の欠損が甚だしく、錯簡があり、あるいは文書の前半または末尾が欠損している場合があったことは、初期の写本版である鎌倉本・東恩納本の状態によっても知られる。それで、現存諸本と鄭良弼本との双方にある文書において、鄭本によって補添ができることが少なくない。

以上のように、鄭良弼本には現存諸本にはなく、従来は知られなかった文書が入っており、あるいは現存諸本の所収文書に多い誤脱などを補添することができる場合が頗る多い。したがって、『歴代寶案』の中で特殊な位置を占める鄭良弼本は史料的价值が高いのである。

鄭良弼本の内容目録には、和田久徳・白石（現内田）晶子「鄭良弼本（横山重氏蔵）歴代寶案内容目録」（『お茶の水女子大学人文科学紀要』二〇）が参考になる。ただ、内容の対照には台湾大学蔵本のマイクロフィルムの焼付に依ったため、巻五・六などあるべきを巻六・七などと誤っているから、これを訂正して見るべきであろう。

この他、『歴代寶案』第一集の写本については、上記の他に小葉田淳

氏・秋山謙蔵氏・宮田俊彦氏など各氏に少しずつ所蔵されている。

## 八 『歴代寶案』の復元

なお、『歴代寶案』を史料とする際に付言すると、同書は原文書ではないということである。前述の第一集の序文によると、久米村天妃宮に所蔵されていた旧案を、康熙三十六年（一六九七）に編修したのである。

旧案というのは、明・清両朝やその他の諸国との外交関係を維持する際に、外交文書を担当した久米村の人々が、彼らの参考資料として保存して置いたものと考えられる。したがって、原文書の写しや草稿にあたるものである。そのために、写真複製である鎌倉影印本・東恩納影印本にも、明らかに誤記と考えられる個所がある。

つぎに、『歴代寶案』は琉球国と周辺諸国との間に往復した外交文書のことごとく集録したものではない。たとえば、明朝とは洪武五年（一三七二）から外交関係が始まったから、その頃からの詔勅・咨文などがあつたはずである。ところが、現存『歴代寶案』には、前述のように、永楽二十二年（一四二四）の中山王尚巴志への勅諭から載つていて、それより以前の文書はない。

それで、『歴代寶案』の欠漏を補い誤脱を訂正するため、琉球国の外交文書を収めている諸史書、すなわち『中山世鑑』『李朝実録』や数種の使琉球録などから関係記録を拾い出す必要がある。また、東恩納文

庫蔵の咨文、県立博物館蔵の勅諭、あるいは家譜中の記載も『歴代寶案』の訂補に資するであろう。そして、原文書は中国側に遺存している場合が多いから、その面からも捜究すべきであろう（拙稿「明清档案中の琉球国史料」「南島史学」三、名嘉正八郎・山田義時・孫薇「中国第一歴史档案館の琉球関係同時代史料について」「歴代寶案研究」創刊号、を参照）。

最後に、歴代寶案に関する研究書・論文については、富島壮英「歴代寶案関係文献目録」（『歴代寶案研究』創刊号）が最も詳細である。